

【縦覧用】

平成24年7月25日、第12回中標津町農業委員会総会を、中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中村正生
2番	笠原康博
3番	房川喜洋
4番	氏家康夫
5番	杉本公也
6番	柴野忠征
7番	滝本  広
8番	本田信幸
9番	太田  誠
10番	國見正則
11番	久保伸一
12番	小沼  悟
13番	佐々木邦夫
14番	重松秀光
15番	纒坂尚久
16番	金刺健四郎
17番	安田  稔
18番	戸田重勝

附議した案件

- 議案第 57号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 58号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 59号 現況証明願いについて  
議案第 60号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第 61号 農業経営基盤強化促進法第 13 条の 2 の規定による買入協議の要請について  
報告第 35号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について  
報告第 36号 農地委員会開催報告について  
報告第 37号 農地法第 3 条の規定による申請許可に対する専決処分について  
報告第 38号 農地法第 5 条許可書の交付について  
報告第 39号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について  
報告第 40号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農業生産法人報告書について  
報告第 41号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事 務 局 長	原 田 武 志
農地係長・庶務係長	若 森 修 二
農 地 主 査	吉 田 佳 弘
係	本 間 光 代

(開会 11時00分)

- 議 長 おはようございます。  
ただ今の出席委員は 18 名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第 12 回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
7 番 滝本 広 委員  
8 番 本田 信幸 委員  
以上、2 名を指名致します。  
日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。  
事務局長。

- 事務局長 6 月 25 日の総会以降につきまして会務報告を致します。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。  
最初は、7 月 5 日に北海道農業青年と関西女性との交流会推進協議会の平成 24 年度総会を役場 202 号会議室で標茶町・鶴居村・根室市・中標津町の構成団体参加のもの

とに開催しております。

本年度から協議会の事務局が鶴居村になるので、昨年の交流会経過報告・決算報告は中標津町から、本年の11月に行う交流会の計画及び予算は鶴居村から提案され、協議し決定したところであります。

次に、平成24年度第3回臨時議会が7月9日に開催され、工事請負契約の締結について審議後、可決しております。会長が出席しております。

次に、中標津町農業者年金協議会による平成24年度農業者年金担当者会議を、1農協担当者を集め7月18日開催し、本年度の新規加入推進の方法を協議し決定しております

以上会務報告と致します。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、報告第35号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第35号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」事務局よりご説明致します。

議案の37ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

( 1 )

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字計根別

借主 中標津町字計根別

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
		畑	19,847	
〃		〃	9,632	
〃		〃	48,748	
〃		〃	28,560	
〃		〃	19,129	
〃		〃	49,510	
〃		〃	30,149	
〃		採草放牧地	5,555	
〃		畑	19,834	
〃		〃	8,466	
〃		〃	12,498	
〃		〃	43,857	
〃		〃	4,491	
〃		〃	1,157	
〃		〃	20,159	
〃		〃	6,122	
〃		採草放牧地	491	
〃		畑	4,631	
〃		採草放牧地	388	

		畑	11,851	
"		"	8,067	
"		"	3,381	
"		"	62,725	
"		"	97,146	
"		"	11,698	
"		"	3,308	
"		採草放牧地	2,365	
		畑	29,557	
計28筆 563,322m <sup>2</sup>		畑	554,523	
		採草放牧地	8,799	

3. 利用権の種類 使用貸借権  
4. 契約期間 平成21年1月1日から平成31年12月31日まで  
5. 合意解約成立の日 平成24年7月1日  
6. 解約の理由 合意解約

この案件については議案第57号(1)に関連するもので、氏より一括贈与の申し出に伴い、現在使用貸借中の農地を期間内解約するものであります。

(以下、議案資料を朗読)

( 2 )

1. 当事者の住所、氏名  
貸主 中標津町字計根別  
借主 中標津町字計根別  
2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
		畑	28,427の内 8,497	

3. 利用権の種類 使用貸借権  
4. 契約期間 平成23年1月1日から平成33年12月31日まで  
5. 合意解約成立の日 平成24年7月1日  
6. 解約の理由 合意解約

この案件については議案第58号(1)に関連するもので、氏より申し出があり、現在使用貸借中の農地を期間内解約するものであります。

(以下、議案資料を朗読)

( 3 )

1. 当事者の住所、氏名  
貸主 中標津町東  
借主 中標津町字上標津  
2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
		畑	19,229	
"		"	20,033	
"		"	3,305	
"		"	46,280	
"		"	11,073の内 6,153	
"		"	24,071	
計6筆		畑	119,071	

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成23年12月1日から平成28年11月30日まで  
 5. 合意解約成立の日 平成24年7月11日  
 6. 解約の理由 合意解約

この案件については議案第60号(2)(3)に関連するもので、氏より申し出があり、現在賃貸借中の農地を期間内解約するものであります。  
 以上です。

議長 以上で報告を終わります。  
 日程4、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。  
 (1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
 (挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 4番氏家です。  
 議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について、説明致します。  
 (以下、議案資料を朗読)

- ( 1 )  
 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業  
 譲渡人 中標津町字計根別 歳 農業  
 譲受人 中標津町字計根別 歳 農業  
 2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	19,847	牧草畑
"		"	"	9,632	"
"		"	"	48,748	"
"		山林	"	28,560	"
"		"	"	19,129	"
"		畑	"	49,510	"
"		"	"	30,149	"
"		"	採草放牧地	5,555	"
"		"	畑	27,944	"
"		"	"	8,466	"
"		"	"	12,498	"
"		"	"	43,857	"
"		"	"	4,491	"
"		雑種地	"	1,157	"
"		畑	"	20,159	"
"		原野	"	6,122	"
"		牧場	採草放牧地	491	"
"		畑	畑	4,631	"
"		牧場	採草放牧地	388	"
"		畑	畑	11,851	"
"		"	"	8,067	"
"		"	"	3,381	"
"		"	"	62,725	"

〃		〃	〃	97,146	〃
〃		〃	〃	11,698	〃
〃		〃	〃	3,308	〃
		牧場	採草放牧地	2,365	牧草畑
		畑	畑	29,557	〃
計28筆			畑	562,633	
			採草放牧地	8,799	
571,432㎡					

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 農地を贈与する

譲受人 贈与を受けて営農を継続する

4. 移転の方法 所有権の移転（一括贈与）

5. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				

6. 見取図 別紙

この案件につきましては、 氏が経営移譲し後継者に使用貸借している農地を解約し、生前一括贈与するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(2)から(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 纓坂委員。

纓坂委員 15番纓坂です。

議案第57号(2)から(4)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

( 2 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町南中

歳 農業

借主 中標津町南中

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	54,091	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農業生産法人に使用貸借するもの

借主 使用貸借を受け農業生産法人の経営を行うもの

4. 権利を移転しようとする契約の内容 利用権の設定(使用貸借)

5. 期間 平成24年7月27日から平成30年10月23日まで

6. 当事者の経営状況

構成員	農従者	営地			経営作物
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	
人	人				馬鈴薯栽培

7. 見取図 別紙

この案件につきましては、氏が貸し出していた農地が利用集積の賃貸借期間の満了で返還されたため、自ら経営する農業生産法人に使用貸借設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

(3)(4)は関連しますので一括説明します。

(以下、議案資料を朗読)

( 3 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町東当幌

歳 農業

借主 中標津町東当幌

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	45,502	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 交換利用のため、賃貸借するもの

借主 交換利用のため、賃貸借を受けるもの

4. 移転の方法 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成24年7月26日から平成34年7月25日まで

6. 価格 年 168,000円

7. 資金調達法 自己資金 168,000円

8. 当事者の経営状況

家族	農従者	営地			家畜
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	
人	人				牛頭

9. 見取図 別紙

( 4 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町東当幌

歳 農業

借主 中標津町東当幌

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	30,631	牧草畑
"		"	"	13,142	"
計 2 筆			畑	43,773	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 交換利用のため、賃貸借するもの

借主 交換利用のため、賃貸借を受けるもの

4. 移転の方法 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成24年7月26日から平成34年7月25日まで

6. 価格 年 151,000円

7. 資金調達法 自己資金 151,000円

8. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜	
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	牛頭	馬頭
人	人					

9. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては、氏と氏の間でほぼ同等規模の農地を交換して集積利用するものであります。氏が認定農業者となっていないことから基盤強化法による利用集積とはなりません。地域内の合意は取れており、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)から(4)の質疑に入ります。  
 (「ありません」の声多数。)  
 なければ質疑を打ち切ります。  
 おはかり致します。  
 本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。  
 よって本案は原案のとおり、可決されました。  
 日程5、報告第36号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。  
 内容を委員長から報告願います。  
 (挙手あり) 金刺委員長。

金刺委員 16番金刺です。  
 (以下、議案資料を朗読)

平成24年6月12日(火)現地において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容

1. に寄る農業用施設の5条転用について  
 が、氏所有農地に農業用機械格納のための車庫等建設を目的として、永久転用したいとの申出があり協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果

建設予定地は、1種農地であり原則転用不許可となる農地であるが、は地元農業者等が出資しコントラクターを主な事業として設立した農業法人であり、転用目的も農業用機械格納のための車庫等とのことであります。当該施設は、5条転用の不許可の例外となる農業用施設に該当するとの判断から、許可相当としたところであります。

2. による砂利採取の事前打合せについて

より氏の農地から一時転用により新たに砂利採取を行うにあたり、中標津町農地一時転用による砂利等採取審査要綱第2条の事前打合せの申出があり協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果

本申請地は、傾斜地であり採取することにより手前の平坦な農地一体な平坦な農地とすると共に、昭和54年から昭和57年までに砂利採取を行った隣接地農地との間の法面については、採取後取り崩し一面の農地として使用可能となる計画でありました。

さらに、打合せにおいて委員会より提案された「他の所有者との境界に出来る法面の解消」についても、所有者等の了解があれば可能な限り取り崩し段差を形成しないよう努めると回答でありました。

以上の協議結果から採取後優良農地の保全が図られると判断し、申請相当としたところであります。

以上、農地委員会の開催報告と致します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程6、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 4番氏家です。

上程になりました、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」

(1)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

( 1 )

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字計根別

借主 中標津町字上標津

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	8,497	

3. 許可を受けようとする事由

会社構成員のためのコントラクター等を行う農業法人の農機具用車庫等の農業用施設建設のため

4. 転用の期間 平成24年10月1日から永年

5. 権利の種類 賃貸借権

6. 見取図 別紙

この案件につきましては、会社構成員のためのコントラクター等を行う農業法人の農業用施設を建設するため申請があったものです。

申請面積については8,497m<sup>2</sup>で、先の農地委員長の報告のとおり、6月12日に農地委員会と第4地区推進班において現地確認しております。

農業用施設建設ための申請であることから、別添の農地法第5条調査書とおり転用は止むを得ないものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、( 1 ) の質疑に入ります。  
( 「ありません」の声多数。 )  
なければ質疑を打ち切ります。  
おはかりいたします。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、諮問致します。  
日程 7、議案第 59 号「現況証明願いについて」を上程致します。  
( 1 ) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
( 挙手あり ) 佐々木委員。

佐々木委員 13 番佐々木です。  
上程になりました、議案第 59 号「現況証明願いについて」( 1 ) について説明致します。  
( 以下、議案資料を朗読 )

- ( 1 )  
1 . 申請人の住所、氏名  
中標津町字依橋  
2 . 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m <sup>2</sup>	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	41,268 の内 496	農業施設用地

- 3 . 申請の理由  
地目変更登記のため  
4 . 見取図 別 紙

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。  
当申請地は農振地域内の農業用施設用地に位置し、その中の 496 m<sup>2</sup>を、家畜商を  
経営している 氏の後継者住宅を建設するために申請があったものです。  
第 1 地区推進班で現地確認したところ、農地・採草放牧地以外の土地であると判断  
したものです。  
以上です。

議長 説明が終わりましたので、( 1 ) の質疑に入ります。  
( 「ありません」の声多数。 )  
なければ質疑を打ち切ります。  
( 2 ) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
( 挙手あり ) 氏家委員。

氏家委員 4 番氏家です。

上程になりました、議案第59号「現況証明願いについて」(2)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

( 2 )

1. 申請人の住所、氏名  
中標津町字当幌
2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m <sup>2</sup>	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	1,152	農業施設用地
〃		〃	〃	8,683	〃

3. 申請の理由  
地目変更登記のため
4. 見取図 別 紙

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は、住宅周りの農業用施設用地として利用している農地を分筆し、地目変更するものであります。5月1日に第4地区推進班で現地を確認しております。

畑としての利用は不可能であり、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 戸田委員。

戸田委員 18番戸田です。

上程になりました、議案第59号「現況証明願いについて」(3)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

( 3 )

1. 申請人の住所、氏名  
中標津町字西竹
2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m <sup>2</sup>	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	3,276	農業施設用地
〃		〃	〃	1,125	〃
〃		〃	〃	1,033	〃

3. 申請の理由  
地目変更登記のため
4. 見取図 別 紙

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

氏の離農に伴い、農地保有合理化事業を利用するにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査するものであります。

住宅周りの農地のうち農業用施設等、農地以外に利用している部分を分筆し、地目変更するもので、第4地区推進班で現地を確認しております。

当該地は農地としての利用は困難であり、農業用施設用地として利用されていることから、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。  
(「ありません」の声多数。)  
なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程8、議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。  
なお、本案件につきましては(1)と(2)(3)の2回に分けて審議を致します。  
ここで、会議規則第16条の規定により、委員の退席をお願い致します。  
(委員、退席)  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 2番笠原です。  
上程になりました、議案第60号(1)について説明致します。  
(以下、議案資料を朗読)

( 1 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町西

歳 無職

借主 中標津町字開陽

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		原野	畑	25,786	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成24年7月26日から平成29年7月25日まで

6. 価格 年 103,100円

7. 資金調達方法 自己資金 103,100円

8. 借主の経営状況

家 族	農 従 者	経 営 地			家 畜
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	牛 頭
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

この案件につきましては、賃貸借期間の満了に伴い、期間を延長し再契約するものであります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(1)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

( 委員、着席 )

委員に申し上げます。

本案は原案のとおり、可決されました。

(2)と(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 5番杉本です。

上程になりました、議案第60号(2)(3)について説明致します。

この2件につきましては、関連がありますので一括説明します。

(以下、議案資料を朗読)

( 2 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸 主 中標津町東

歳 無職

借 主 中標津町字上標津

歳 農業

2. 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (m <sup>2</sup> )	利用状況
		公 簿	現 況		
		畑	畑	19,229	牧草畑
"		原野	"	20,033	"
"		畑	"	3,305	"
"		原野	"	46,280	"

		畑	畑	11,073の内 6,153	牧草畑
計 5 筆			畑	95,000	

3. 許可を受けようとする事由  
貸主 賃借地を再調整し、近隣農家に賃貸するもの  
借主 再調整の結果、賃借地を縮小するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成24年8月1日から平成28年11月30日まで
6. 価格 年 303,000円
7. 資金調達方法 自己資金 303,000円
8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	牛頭
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業  
10. 見取図 別紙

( 3 )

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業  
貸主 中標津町東  
借主 中標津町字西竹

歳 無職

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	利用状況
		公簿	現況		
		山林	畑	24,071	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由  
貸主 賃借地を再調整し、近隣農家に賃貸するもの  
借主 経営規模拡大するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成24年8月1日から平成28年11月30日まで
6. 価格 年 77,000円
7. 資金調達方法 自己資金 77,000円
8. 借主の経営状況

構成員	農従者	経営地			家畜
		畑 m <sup>2</sup>	採草放牧地 m <sup>2</sup>	計 m <sup>2</sup>	牛頭
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業  
10. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては、上標津地区において農地の利用の調整を行い、氏が上標津地区内で農地の集積したことにより、西竹地区で以前から借りていた氏の農地一部を手放すこととなり、地域内で調整した結果、隣接する氏が賃貸借することとなったものであります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)と(3)の質疑に入ります。  
 (「ありません」の声多数。)  
 なければ質疑を打ち切ります。  
 おはかり致します。  
 (2)と(3)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。  
 よって本案は原案のとおり、可決されました。  
 日程9、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第13条の2の規定による買入協議の要請について」を上程致します。  
 (1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
 (挙手あり) 佐々木委員。

佐々木委員 13番佐々木です。  
 議案第61号「農業経営基盤強化促進法第13条の2の規定による買入協議の要請について」(1)について説明致します。  
 (以下、議案資料を朗読)

- ( 1 )
1. 所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名  
標津郡中標津町字依橋
  2. 申出を受けた年月日 平成24年7月2日
  3. 農地保有合理化法人を含めた調整経過  
平成24年7月11日農地保有合理化法人及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。
  4. 当該農用地の利用集積に係る意見  
当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地保有合理化法人による買入が特に必要である。

土地の表示 ( )

所在 (標津郡中標津町)	地番	公簿地目	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )
		畑	畑	215,421
計 1 筆			畑	215,421
			合計	215,421

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、1筆215,421m<sup>2</sup>でございます。

この案件につきましては、氏より農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関との農地あっせん会議を開催した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地保有合理化法人による買入が必要と判断したものです。

中標津町長に対し農地保有合理化法人に農地の買入協議を行う旨の通知を行うように要請するものであります。

なお、この農地保有合理化法人が買い入れた後5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。

以上でございます。

- 議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。  
 (「ありません」の声多数。)  
 なければ質疑を打ち切ります。  
 (2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
 (挙手あり) 纓坂委員。

- 纓坂委員 15番纓坂です。  
 議案第61号(2)について説明致します。  
 (以下、議案資料を朗読)

( 2 )

1. 所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名  
 標津郡中標津町字協和
2. 申出を受けた年月日 平成24年7月2日
3. 農地保有合理化法人を含めた調整経過  
 平成24年7月11日農地保有合理化法人及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。
4. 当該農用地の利用集積に係る意見  
 当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地保有合理化法人による買入が特に必要である。

土地の表示

( )

所 在 (標津郡中標津町)	地 番	公簿地目	現況地目	面 積 (m <sup>2</sup> )
		畑	畑	29,060
		畑	畑	1,933
		畑	畑	24,063
		畑	畑	49,915
		畑	畑	8,732
		畑	畑	36,673
		畑	畑	493
		畑	畑	226
		畑	畑	380
		畑	畑	310
		畑	畑	7,792
		畑	畑	164
		畑	畑	135
		畑	畑	40,095
		畑	畑	10,175
		畑	畑	49,803
		畑	畑	9,539
		畑	畑	6,710

		畑	畑	3,472
		畑	畑	11,307
		畑	畑	11,480
		畑	畑	55,376
		畑	畑	1,956
		畑	畑	2,273
		畑	畑	1,655
		畑	畑	14,633
		畑	畑	33,034
		畑	畑	9,346
		畑	畑	68,783
		畑	畑	6,966
		畑	畑	4,165
		畑	畑	42,503
		畑	畑	418
		畑	畑	537
		畑	畑	65,707
		畑	畑	20,337
		畑	畑	10,248
		畑	畑	133
		畑	畑	549
		畑	畑	594
計 40 筆			畑	641,670
			合計	641,670

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、40筆641,670㎡でございます。

この案件につきましては 氏より、離農に伴い農地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と調整協議した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地保有合理化法人による買入が必要と判断したものです。

中標津町長に対し農地保有合理化法人に農地の買入協議を行う旨の通知を行うように要請をするものであります。

なお、この農地保有合理化法人が買い入れた後5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 戸田委員。

戸田委員 18番戸田です。

議案第61号(3)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

( 3 )

1. 所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名  
中標津町字西竹
2. 申出を受けた年月日 平成24年7月2日
3. 農地保有合理化法人を含めた調整経過  
平成24年7月10日農地保有合理化法人及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。
4. 当該農用地の利用集積に係る意見  
当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地保有合理化法人による買入が特に必要である。

土地の表示

所在	地番	公簿地目	現況地目	面積 (m <sup>2</sup> )
		畑	畑	48,382
"		"	"	48,860
"		"	"	48,517
"		"	"	19,933
"		"	"	27,358
"		"	"	1,801
"		"	"	90,080
"		"	"	2,036
"		"	"	17,033
"		"	"	7,868
"		"	"	26,148
"		"	"	23,309
"		"	"	30,037
"		"	"	49,307
"		"	"	46,265
"		"	"	2,545
"		"	"	3,360
"		牧場	採草放牧地	975
"		"	"	2,487
"		"	"	983
計 20 筆			畑	492,839
			採草放牧地	4,445
			合計	497,284

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、20筆497,284m<sup>2</sup>でございます。

この案件につきましては 氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関との農地あっせん会議を開催した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地保有合理化法人による買入が必要と判断したものです。

中標津町長に対し農地保有合理化法人に農地の買入協議を行う旨の通知を行うように要請をするものであります。

なお、この農地保有合理化法人が買い入れた後5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、( 3 ) の質疑に入ります。  
( 「ありません」の声多数。 )  
なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、要請致します。  
日程 10、報告第 37 号「農地法第 3 条の規定による申請許可に対する専決処分について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。  
( 挙手あり ) 農地係長。

農地係長 報告第 37 号「農地法第 3 条の規定による申請許可に対する専決処分について」事務局よりご説明致します。議案の 45 ページをお開きください。

去る 6 月 21 日に釧路地方裁判所より通知があり、計 3 件の最高価買受申出人が次のとおり決定、6 月 27 日付で農地法第 3 条の許可をしておりますので、ご報告致します。

なお、最高価買受申出人と落札価格のみ読み上げ、他は記載のとおりですので省略致します。

( 1 ) から ( 3 ) まで、同一の法人が落札しております。

最高価買受申出人、中標津町字俵橋

( 1 ) の価格、4,185,390 円。

( 2 ) の価格、8,267,880 円。

( 3 ) の価格、19,142,790 円。

以上です。

議 長 以上で報告を終わります。  
日程 11、報告第 38 号「農地法第 5 条許可書の交付について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。  
( 挙手あり ) 農地主査。

農地主査 報告第 38 号「農地法第 5 条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。  
5 月 28 日に開催した総会において承認されました農地法第 5 条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付したので報告します。  
49 ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

許可日 平成24年6月25日付

( 1 )

1. 当事者の住所、氏名  
貸主 中標津町字当幌  
借主 中標津町東

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
		公簿	現況		
		原野	畑	25,046の内 10,123	
"		畑	"	27,722の内 7,211	
計 2 筆			畑	17,334	

3. 許可期間 平成24年7月1日から平成25年6月30日まで

以上でございます。

議長 以上で報告を終わります。

日程12、報告第39号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届  
について」を議題に供します。

内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12番小沼です。

報告第39号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1)について説明致します。

51ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

( 1 )

1. 届出人の住所、氏名 中標津町東
2. 許可年月日、許可番号 平成23年4月25日付 根農務第132号
3. 許可地の所在 中標津町字武佐  
中標津町字武佐
4. 転用目的 砂利採取
5. 事業計画の期間 平成23年4月26日から平成24年4月25日まで
6. 事業完了年月日 平成24年4月25日
7. 完了検査年月日 平成24年6月18日

平成24年6月18日に第1地区推進班において現地確認をしまして、計画通り整  
地され良好な状態で完了されていたことを確認しております。

以上でございます。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程13、報告第40号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人報告書について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地主査。

農地主査 報告第40号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人報告書について」ご報告致します。53ページをお開きください。

平成24年度決算分でございます。

平成24年7月2日以降受理した報告書でございます、

の2件でございます。

いずれも農業生産法人要件の全てを満たしているものであります。

以上で報告とさせていただきます。

議長 以上で報告を終わります。

日程14、報告第41号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第41号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご報告致します。

議案の55ページをお開きください。

今回については、平成24年5月14日付から6月29日付で、認定のあった者について記載しておりますので、お目をとおして頂きたいと思います。

新規認定者5名、再認定者1名、計画認定変更者2名となっています。

以上です。

議長 以上で報告を終わります。

以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第12回総会を閉会致します。

ご苦労様でした。

(閉会 11時45分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年7月25日

会 長 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_